

# 指定都市市長会 第2回 行財政部会

平成26年7月25日  
指定都市市長会議

# 第1回行財政部会での主な発言

- 人口減少社会、東京一極集中における指定都市の役割と重要性を明確に発信し、制度改革につなげていくことが必要。
- 基礎自治体優先の原則の下、市民生活に直結するような権限の指定都市への移譲を、国や県に求めることが必要。
- 道州制も見据え、特別自治市をはじめ指定都市として目指すべき姿について検討を進めることが必要。

# 行財政部会 検討テーマについて

(2014,5,29 指定都市サミットin仙台 市長会議報告資料より抜粋)

## ◆行財政部会検討テーマ

「人口減少社会や東京一極集中の現状を踏まえた今後の日本社会における指定都市の果たすべき役割」

## ◆個別検討項目

- 地方分権改革に伴う指定都市への事務権限の移譲及び税財源の確保
- 広域自治体（都道府県）と基礎自治体（指定都市）の役割分担
- 第31次地方制度調査会への対応

# 今後の行財政部会における 活動方針(案)

- 人口減少社会、東京一極集中における指定都市としての理念・役割を明確に発信する。
- 道州制の議論も踏まえ、指定都市として目指すべき姿を見据え、具体的に権限・税財源の移譲を求めていく。
- 提案募集方式や第31次地方制度調査会、その他行財政部会に関連する事項については、それぞれの動向を注視し、必要に応じて対応を行う。

# 今後の方針を踏まえた 本日の協議項目

- ①「人口減少社会や東京一極集中の現状を踏まえた今後の日本社会における指定都市の果たすべき役割に関する指定都市市長会アピール」発出について
- ②指定都市市長会の提案募集方式への対応状況について（今年度提案分）〔報告〕
- ③第31次地方制度調査会検討状況について〔報告〕
- ④指定都市の役割及びその役割に基づいた移譲を求める事務・権限について

# ①「人口減少社会や東京一極集中の現状を踏まえた今後の日本社会における指定都市の果たすべき役割に関する指定都市市長会アピール」発出について

## 【提案趣旨】

日本創成会議の発表や「日本再興戦略」、「骨太の方針」において人口減少・東京一極集中に対する問題意識が高まっているこの時期を逃すことなく、指定都市の役割と重要性を明確に発信し、制度改革に繋げるために提案するもの。

## 【発出時期】

市長会議での発出決定後速やかに

## 【アピール文案】

資料2参照

## ②指定都市市長会の提案募集方式への 対応状況について(今年度提案分)〔報告〕

### 【指定都市市長会として共同提案を行った項目】

- 災害対応法制の見直し
- 公共職業安定所（ハローワーク）業務の移管
- 農地転用に関わる許可権限の移譲
- 私立幼稚園の設置認可等権限及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲

## 【これまでの検討項目及び提案状況】

権 限	提案募集 での対応	権 限	提案募集 での対応
防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請権限		市域内で完結する河川整備・管理権限 (市域内を流下する河川は要協議による)	
市域内の全ての農地転用許可権限	○	市立幼稚園の設置認可権限、認定子ども園の認定権限	○
公共職業安定所（ハローワーク）業務の移管	○	都市計画に関する包括的な権限 (都市計画法（昭43法100）に基づく都市計画区域の指定、都市計画基礎調査の実施、空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定、都市計画事業（一部）の施行認可)	
市域内の道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限			

※H20, 10「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見」での提案項目

## ③第31次地方制度調査会 検討状況について〔報告〕

### 【諮問事項】

個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について

### 【開催状況】

第1回総会	平成26年5月15日
専門小委員会	平成26年5月28日、6月2日、7月7日、 7月23日

### 【検討状況】

審議事項の協議、地方六団体からの意見聴取

## ④指定都市の役割及びその役割に基づいた移譲を求める事務・権限について

### 【指定都市の役割(総論)】

- 都市圏全体の活性化、発展のための牽引役、日本の社会・経済の更なる成長を支えるエンジン、行政サービスを提供する基礎自治体、日本経済を牽引する役割〔指定都市市長会提案等〕
- 大都市等は安心安全な生活空間を形成することにより、第三次産業を中心に経済を牽引していくことが期待される〔第30次地制調答申〕

# 【広域自治体と基礎自治体の役割分担】

自治体の種類	道府県			指定都市		中核市		市町村	
	道		府		県		市		町
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>病院の開設許可</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>薬局の開設許可</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>			
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援等専門職員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護保険及び障害福祉サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>			
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員の服務の監督、勤務成績の評定</li> </ul>			
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい菌発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>			
国土・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>特定区域の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区域外の道路、県道の管理</li> <li>指定区域の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定(市街地開発事業(一部を除く)に係るもの等)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>			
安全・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)(その他)</li> <li>NPO法人(1の指定都市の区域のみに事務所を置く法人以外)の設立認証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(その他)</li> <li>NPO法人(1の指定都市の区域のみに事務所を置く法人)の設立認証</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等(その他)</li> <li>戸籍・住民</li> </ul>			

※ 黄色の網掛けは、第4次一括法(平成26年6月4日公布)により、今後、道府県から指定都市に移譲される事務・権限

※ 第30次地方制度調査会専門小委員会資料を基に作成

## 【指定都市市長会における特別自治市・道州制の検討】

### ○道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言〔H18,2,1〕

道州制の導入を見据えた、真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度について、その方向性と検討されるべき課題や問題点を取りまとめ。（道州制の導入の是非については触れず）

#### <検討の基本方針>

大都市が、これらの役割を果たすことができるよう「住民サービスの向上と住民主導・住民本位の行政運営を自主的かつ総合的に推進するとともに、大都市固有の行財政需要に対応し、都市圏の活性化・発展に寄与することができる制度とすること」

## 【指定都市市長会における特別自治市・道州制の検討】

### ○新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案 ～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～〔H23,7,27〕

あるべき大都市制度の一つの姿として、二層制の自治構造を廃止し、大都市が、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う新たな大都市制度「特別自治市」の創設を提案。

<新たな大都市制度創設の必要性>

道府県、市町村の果たす役割に変化が生じているにもかかわらず、道府県制度は、明治以来改革されていないため、効果的・効率的な行政運営が阻害されている。道府県制度の見直しを行い、基礎自治体を中心とした新たな制度を構築することが必要。

# 「特別自治市」の担うべき事務について（主要な業務）

## 現状

- 【国の役割】
- 国防 ●司法
  - 通商政策
  - ハローワーク
  - 直轄国道

- 【道府県の役割】
- 医療計画
  - 旅券発給
  - 警察
  - 職業訓練
  - 職業紹介
  - 義務教育教職員の給与
  - 学級編制・教職員定数

- 【指定都市の特例事務】
- 児童相談所
  - 国道（指定区間外）
  - 県道の管理
  - 教職員の任免

- 【市の役割】
- 生活保護
  - 市道
  - 小中学校の設置・運営
  - 保育所
  - 消防
  - 一般廃棄物
  - 戸籍

- 道府県と指定都市の双方が実施
- 公営住宅
  - 企業支援
  - 商店街の活性化
  - 都市計画
  - 病院
  - 認定こども園
  - 幼稚園
- ※企業支援、商店街の活性化、病院は国が実施している場合もある。

国は国家しか果たしえない事務に特化

地方の事務は特別自治市が一元的に担う

## 特別自治市創設後

- 【国の役割】
- 国防 ●司法
  - 通商政策
- 生活保護など、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべき事業の経費は全額国が負担

- 【特別自治市の役割】
- ハローワーク
  - 職業訓練
  - 職業紹介
  - 生活保護
  - 公営住宅
  - 企業支援
  - 商店街の活性化
  - 市域内の道路（高規格幹線道路除く）の管理
  - 病院事業も含めた医療関係施策
  - 義務教育教職員の給与
  - 学級編制・教職員定数
  - 教職員の任免
  - 小中学校の設置・運営
  - 認定こども園
  - 幼稚園
  - 保育所
  - 旅券発給
  - 警察
  - 都市計画
  - 児童相談所
  - 消防
  - 一般廃棄物
  - 戸籍
- 雇用施策については、福祉施策などの他に、必要としている支援や雇用増を目指した経済活性化策を一体的に行う
- 学校教育について一元的に行うことにより地域の实情に合った教育施策を行う
- 子どもに関する施策を一元的に行うことにより地域の实情にあった子育て支援策を行う

（新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～より抜粋）

## 【大都市制度の議論】

### 第30次地方制度調査会

### 大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申〔抜粋〕(平成25年6月25日)

#### 第3 新たな大都市制度

##### 2 特別市

##### (1) 特別市（仮称）を検討する意義

全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義

##### (2) 特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要

##### (3) 当面の対応

まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市（仮称）へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

# 【道州制の議論】

## ○ 道州制に関する議論の経過

年	月	内容
16	3	・ 第 28 次地方制度調査会に対して「道州制のあり方」について諮問
18	2	・ 第 28 次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」とし、「国民的な議論が幅広く行われることを期待する」と答申
	9	・ 「道州制担当大臣」を設置
20	3	・ 道州制ビジョン懇談会（※22年2月に廃止）が「2018年までに道州制に完全移行すべき」と中間報告
21	12	・ 経済3団体による「地域主権と道州制を推進する国民会議」が発足
24	4	・ 「道州制推進知事・指定都市市長連合」が発足 ※知事8名、市長15名（※25年5月現在）
25	4	・ 自民、公明両党の道州制に関するワーキングチームが「道州制推進基本法案」を183回国会に共同提出することで合意
	5	・ 自民党（道州制推進本部）が、地方六団体に対して、道州制（推進基本法案）についてのヒアリングを実施
	6	・ 全国市長会が「道州制に関する検討会議」を設置 ・ みんなの党、日本維新の会が共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を国会に提出（衆議院で閉会中審査）
26	6	・ 自民党道州制推進本部が道州制推進基本法案の第186回国会への提出見送り

## <参考>道州制推進基本法案（骨子案）のポイント

（自民党道州制推進本部が平成25年10月30日に公表した道州制基本法案（骨子案）をベースに作成）

- 道州制の導入の在り方を検討するための基本的方向と手続を定めるもの。
- 内閣に内閣総理大臣を本部長とする「道州制推進本部」、内閣府に国会議員、地方公共団体の長等30名以内で組織する「道州制国民会議」を設置。
- 「道州制国民会議」は、内閣総理大臣から道州の区域、国・道州及び基礎自治体の事務分担、税財政制度、大都市の在り方等12項目の諮問を受け、3年以内に答申。
- 政府は、答申があったときは、必要な法制の整備を速やかに実施。